

京都府告示第491号

青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号。以下「条例という。」）第13条の2第1項第3号の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成27年9月18日

京都府知事 山田 啓 二

指定番号	種類	名 称	発 行 所 等	指 定 理 由
4	書籍	アジアマリファナ旅行	株式会社彩図社	条例第13条の2第1項第3号該当